

# 随意契約等見直し計画のフォローアップについて

## 契約監視委員会からの指摘事項及び協会の対応

### 1. 財務諸表官報公告業務

独立行政法人通則法で規定される財務諸表の官報掲載が競争性のない随意契約により行われていることについては、特に問題はない。ただし、既に経費の効率化によるコスト削減の観点から北対協の財務諸表の官報掲載方法を法人単位の財務諸表のみとしていることについて、協会ホームページに財務諸表の全文が掲載されていることを考えると、更なるコスト削減のため要約文のみの掲載など各法人により掲載方法をより一層柔軟に対応・工夫できるよう、今後法改正や解釈の緩和が行われるよう期待する。

### 2. Web サーバー・メールサーバー・PC 保守管理一式

サーバ等の導入の際の仕様などによって一部の事業者しか保守に参入できないといった事態を避けるためにも、サーバ等の機器を購入する際には、ランニングコストも考慮した総合的な価格の比較により調達する必要がある。

→（協会の対応）次回のサーバ調達時においては、ランニングコストも含めた総合的な調達を行うこととする。

### 3. 札幌事務所の賃貸借契約

契約の更新を行う際には、透明性を確保すべきである。そのために、周辺相場等との比較を行うなどし、必要に応じ契約金額について交渉を行い、移転費用等を考慮した上で契約の更新を行うようにすること。

→（協会の対応）次回更新時においては、周辺の事情価格等を調査の上、必要に応じ契約金額の交渉を行うこととし、移転費用等も考慮の上、契約を行い、透明性を確保するよう努める。

### 4. 独立行政法人通則法第 39 条による財務諸表等の監査

会計監査人の任期について、独立行政法人通則法に1年と定められているとのことであるが、会計監査人が変更となる場合には初年度の予備調査のための費用負担があるので公正な競争が困難になることや、会計監査人の質の確保のためにも、複数年による契約が可能になるよう、法改正が行われるよう期待する。